

公共施設マネジメントアドバイザー業務に係る公募型プロポーザル方式実施要領

1. 業務の目的

宗像市（以下「本市」という。）は、将来の人口減少・少子高齢化に伴う財源不足、公共施設の老朽化、将来的な市民ニーズの変化等様々な課題に対応しながら将来にわたり市民に必要な公共施設サービスを提供していく必要がある。本業務は公共施設マネジメントを推進していくために総合的な助言・アドバイスを求めるとともに、財政負担の軽減や平準化を実現するための取組みを検討するための業務である。

2. 業務の概要

(1) 業務名

公共施設マネジメントアドバイザー業務

(2) 業務内容

公共施設マネジメントアドバイザー提案仕様書（以下「提案仕様書」という。）のとおり

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和5年3月31日（金）まで

(4) 提案上限額

3,995,200円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3. プロポーザルの実施スケジュール

- | | |
|-----------------|------------------------|
| (1) 募集開始、質問受付開始 | 令和4年5月16日（月） |
| (2) 質問受付期限 | 令和4年5月20日（金）正午（必着） |
| (3) 提案書等提出期限 | 令和4年6月8日（水）午後5時（必着） |
| (4) 候補者選定（書面審査） | 令和4年6月9日（木）～6月10日（金）予定 |
| (5) 審査結果通知 | 令和4年6月中旬 予定 |

4. 参加資格

プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 本業務の参加表明書提出時において、本市の競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始がなされていない者、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者

- (5) 宗像市内の事業所を契約先とする場合、代表者個人（契約締結の権限を委任する場合は、その受任者）が住所地の市町村税を滞納していない者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者
- (7) 法人であって、その役員が（6）に該当しない者
- (8) 参加表明書提出時点で、本市から宗像市指名停止等の措置に関する規程に基づく指名停止の措置を受けていない者
- (9) 過去5年以内（平成29年4月1日から令和4年3月31日まで）に国・地方公共団体が発注し、完了した本業務と同種又は類似業務の実績（契約金額は問わない）を有する者であること。
 - ※同種：国・地方公共団体から受注・完了した公共施設マネジメント推進アドバイザー支援業務、公会計支援業務及び財政分析業務
 - ※類似：国・地方公共団体から受注・完了した総合管理計画、個別施設計画策定業務

5. 業務及びプロポーザルに関する質問及び回答

業務及びプロポーザルに関する質問の受付及び回答方法は、次のとおりとする。

(1) 提出方法

- ア 下記（4）提出先に記載のメールアドレスあてにメールで提出すること。
- イ メールの件名は「【提案者名を記入】公共施設マネジメントアドバイザー業務質問書」とすること。
- ウ 質問にあたっては、質問書（様式5）を使用すること。

(2) 提出期限

令和4年5月20日（金）正午まで（必着）

(3) 回答方法

令和4年5月25日（水）までに、参加申込者全員に対し、電子メールにて送信する。

(4) 提出先

宗像市経営企画部行革アセットマネジメント推進室 宛
(gyoukaku@city.munakata.lg.jp)

6. 応募書類等の提出

(1) 書類提出方法

提出書類は、宗像市経営企画部行革アセットマネジメント推進室まで郵送又は持参すること。なお、郵送時の事故等により、提出期限までに届かない場合、本市はその責を負わない。

(2) 提出書類

- ア 参加表明書（様式1）
- イ 業務実績一覧（様式2）及び様式2に記載の業務実績がわかる書類の写し（契約書等の写し）

ウ 業務管理責任者等の経歴等（様式3）及び様式3に記載の業務実績がわかる書類の写し（契約書等の写し）

エ 提案書（表紙）（様式4-1）

オ 提案書（本文）（様式4-2）

カ 参考見積（様式任意）

※「業務管理責任者等の経歴等（様式3）」に添付する業務実績を証明する書類の写しは、「業務実績一覧（様式2）」と重複する場合、提出不要。

※業務管理責任者以外の補助者等を配置（任意）する場合は、「業務管理責任者等の経歴等（様式3）」に当該補助者等の経歴を記載し、提出すること。

（3）提出部数等

ア 上記（2）提出書類で示した順に書類を並べ1セットとし、原本1部、副本7部（コピー可）、計8部提出すること。

イ 上記（2）オ 提案書（本文）は、様式4-2を使用し、本市の「宗像市公共施設アセットマネジメント推進計画」を踏まえ、次のテーマごとに作成すること。

（ア）テーマ1．業務の実施方針、実施体制、実施工程について（片面1枚）

（イ）テーマ2．公共施設の最適化の推進方策について（片面1枚）

（ウ）テーマ3．公共施設の長寿命化の推進方策について（片面1枚）

（ウ）テーマ4．公共施設マネジメントを踏まえた財政分析方法について（片面1枚）

（4）提出期限

令和4年6月8日（水）午後5時（必着）

7. 選定方法等

（1）審査方法

公共施設マネジメントアドバイザー業務プロポーザル選考委員会（以下「選考委員会」という。）において、企画提案書及び見積書についての書類審査を実施する。

（2）評価基準

評価基準は、後述の「評価基準」のとおりとし、選考委員会の各委員が全提案に対して審査を行う。

（3）候補者の選定方法

ア 委員ごとに評価し、その合計点が最も高い者を契約の相手方の候補者、2番目に高い者を次点候補者として選定する。ただし、合計点が最も高い者が複数者の場合は、選考委員会の総合的な審査により選定する。

イ 総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

（4）その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した者

イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した者

ウ 価格提案書の金額が2（4）の上限額を超える者

- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった者
- オ 評価に係る委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた者
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った者

8. 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定の結果を通知するとともに、本市ホームページにおいて、候補者名と次点候補者名、評価点を公表する。

9. 契約の締結

- (1) 選考委員会が選定した候補者と本市が協議し、委託契約に係る仕様を確定させた上で契約を締結する。業務仕様書の内容は提案された内容を基本とするが、候補者と本市との協議により最終的に決定する。
- (2) 契約金額は、協議結果に基づき業務仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴収し決定する。なお、見積金額は上限価格を超えないものとする。
- (3) 候補者と本市との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、次点候補者と協議を行うこととする。

10. その他

- (1) 提出書類等の作成に要する費用等、今回の応募に係る一切の費用は参加者負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しないものとする。
- (3) 著作権の取り扱い
 - ア 決定した事業者の提案書に係る著作権は、宗像市に帰属する。ただし、契約締結前には提案者に帰属する。
 - イ 決定されなかった事業者の提案書に係る著作権は、提案者に帰属する。

11. 問合せ・提出先

宗像市経営企画部経営企画課行革アセットマネジメント推進室行政改革係

住所 〒811-3492 福岡県宗像市東郷一丁目1番1号

電話 0940-36-9811

FAX 0940-37-1242

E MAIL gyoukaku@city.munakata.lg.jp

別紙：評価基準

区分	評価対象	評価項目	評価の視点	配点	
技術点	提出書類 (様式2・3)	業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・法人として過去5年以内に本業務に関連する同種、類似業務の実績について、本業務に生かすことのできる実績があるか。 ・本業務に携わる業務責任者及び補助者等（補助者の配置は任意。）が本業務を十分に問題なく遂行できる実績を有する者を配置しているか。 	10点	
	提案書 (テーマ1)	業務の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の趣旨、目的に合う具体的な実施方針となっているか。 	5点	
		業務の実施体制、実施工程	<ul style="list-style-type: none"> ・的確な助言、アドバイスができる体制となっているか。 ・工期内に望ましい成果を上げることが可能な実施工程となっているか。 ・打合せ協議の回数は業務の遂行に十分な回数となっているか。 	5点	
	提案書 (テーマ2)	公共施設の最適化の推進に対する助言、支援	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の趣旨、目的に合う具体的な提案であるか。 	10点	
			<ul style="list-style-type: none"> ・本市の特性を十分に理解し、課題解決にあう提案であるか。 	5点	
			<ul style="list-style-type: none"> ・効率的、効果的で実現可能性な提案であるか。 	10点	
	提案書 (テーマ3)	公共施設の長寿命化等の推進に対する助言、支援	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の趣旨、目的に合う具体的な提案であるか。 	10点	
			<ul style="list-style-type: none"> ・本市の特性を十分に理解し、課題解決にあう提案であるか。 	5点	
			<ul style="list-style-type: none"> ・効率的、効果的で実現可能性な提案であるか。 	10点	
	提案書 (テーマ4)	公共施設マネジメントを踏まえた財政分析方法の助言、支援	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の趣旨、目的に合う具体的な提案であるか。 	10点	
			<ul style="list-style-type: none"> ・本市の特性を十分に理解し、課題解決にあう提案であるか。 	5点	
			<ul style="list-style-type: none"> ・効率的、効果的で実現可能性な提案であるか。 	10点	
	見積		提案金額が提案上限額の90%未満 5点 提案金額が提案上限額の90%以上95%未満 3点 提案金額が提案上限額の95%以上 1点		5点
	合 計				100点